

トルクメニスタンにおける運転免許手続き及び交通ルール

I 運転免許証

トルクメニスタンで車を運転する場合、日本の都道府県公安委員会が交付する国際運転免許証での運転が可能です。(※ トルクメニスタンは運転免許に関するジュネーブ条約に非加盟ですが、国内の特例により、国際運転免許証を携帯していれば足りるとされております。)

上記によらず、トルクメニスタンで運転免許証を作成するには、以下の切り替え手続きが必要です。

(1) 手続きに必要な物

- ア 日本の有効な運転免許証
- イ 運転免許証記載事項の翻訳文（ロシア語又はトルクメン語。自己翻訳可）
- ウ 手数料 12マナト（2023年8月現在）
- エ 就労証明等の書類又はレター
- オ 3×4サイズの証明写真 1枚
- カ 旅券原本及び写し

(2) 手続きの流れ

- ア トルクメニスタン政府指定の翻訳機関

「Dilmach」 80マナト TEL: +993 12 93 59 55

「Turkmen Terjime」 57マナト TEL: +993 12 94 19 78

にて運転免許証記載事項の翻訳文の翻訳証明を受ける。

- イ 運転免許センターにて上記(1)を提出する。

上記方法により運転が可能となるものの、トルクメニスタンにはレンタカーが無く、ドライバー付きのチャーター車の利用が一般的です。当国では警察による取締りが非常に厳しく、他人の車を借りて運転していると盗難車と疑われ長時間拘束される可能性もありますので、トルクメニスタン国内での運転自体避けることが無難です。

II 運転ルール

- 1 基本的な交通ルールは日本と大きく変わりません。信号機及び標識に従った安全運転を心掛けてください。

米国等のような赤色信号時でも右折可といったルールはありません。右折時は前方の信号が青色になってから行います。ラウンドアバウト型の交差点に進入する場合は侵入済みの車両が優先ですので注意してください。

- 2 当国の信号機は赤色信号から青色に変わる際に黄色信号が一旦点灯しますが、当地のドライバーは青色信号を待つことなく、この黄色信号が点灯した瞬間に一齐に発進するのが一般的です。このため、走行中に前方交差点の信号が黄色に変わりそうな場合には、安全に停止できない場合を除き必ず停止するようにしてください。日本のように黄色信号時に交差点に進入することは大変危険ですので、トルクメニスタンではより確実に停止するよう心掛けてください。
- 3 当国では交差点の隅切り部分や横断歩道の直近にも植樹されているため視認性が悪く、植樹の脇から突然歩行者が飛び出して横断してくることがあります。また、警察官が車道の中央において交通規制や取締りを行っていますが、夜間であるにも関わらず夜光チョッキや停止灯等の資器材を装備していないため発見が遅れたり、深夜早朝に清掃員が車道を清掃していることもあり、漫然と運転していると大変危険ですので十分注意してください。
- 4 当国では、大統領の移動時等や政府行事に長時間の道路封鎖が頻繁に発生します。また、特段の理由もなく警察官から停止指示を受け長時間留め置かれることも多いため、時間に余裕を持った行動をお勧めします。
- 5 万が一運転中に交通事故の加害者又は被害者となった場合は、たとえ交差点の中央であっても車を移動せず、衝突したままの状態では交通警察（Tel.38 99 22）に連絡し、到着を待つようにしてください。交通の円滑を図る目的であっても車を衝突地点から移動させることは逃走企図と見なされ処罰の対象となる可能性がありますので注意してください。
- 6 当国では、歩行者より車優先という考え方が一般的です。横断歩道を渡る際も車は止まりませんので、横断歩道以外での横断は避けるとともに、歩行中も車の動きに十分注意してください。

Ⅲ 照会先

在トルクメニスタン日本国大使館

代表： +993 12 47 70 81、 82

領事担当直通： +993 65 71 20 37